

金融法務ニュースレター

「令和 8 事務年度証券モニタリング基本方針」の公表

September 2026

In brief

2026 年 7 月 31 日、証券取引等監視委員会より、「令和 8 事務年度 証券モニタリング基本方針」（以下「本年度基本方針」といいます。）が公表されました¹。「証券モニタリング基本方針」は、事務年度ごとの金融商品取引業者等（以下「金商業者等」といいます。）に対する検査およびモニタリングの方針や重点事項を取りまとめたものであり、本年度基本方針は、2026 年 7 月から 2027 年 6 月までの期間を対象としています。

また、同日、2025 年 7 月から 2026 年 6 月末までの期間において、金融商品取引業者等に対する検査を通じて把握された問題点等を取りまとめた「令和 7 事務年度証券モニタリング概要・事例集」も公表されています²。

本稿では、「令和 8 事務年度 証券モニタリング基本方針」を概観します。

In detail

1. 「令和 8 事務年度 証券モニタリング基本方針」について

証券取引等監視委員会による金商業者等に対する証券モニタリングに関し、事業年度ごとのモニタリングの方針や重点事項等は、証券取引等監視委員会により 3 年ごとに策定・公表される「中期活動方針」³および事務年度ごとに公表される「証券モニタリング基本方針」に定められています。

金商業者等に対する証券モニタリングの主な検証事項等が「業態横断的な検証事項」および「規模・業態別の主な検証事項」に分けて記載されているほか、「参考」において、近時の金商業者等を取り巻く外部環境および規制環境に関する証券取引等監視委員会の認識等が説明されています。

2. 業態横断的な検証事項

本年度基本方針における業態横断的な検証事項としては、次のものが挙げられています。

- 顧客の最善の利益を勘案した業務運営や、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘状況等
- システムリスク管理の対応状況

¹ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2026/2026/20260731-2/01.pdf

² <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei/2026.pdf>

³ 2026 年 1 月 16 日、証券取引等監視委員会より、第 12 期の中期活動方針が公表されている。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2026/2026/20260116-1.html

- ・ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 (Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorism) (以下、「AML/CFT」といいます。)に係る内部管理態勢の定着状況
- ・ 内部管理態勢の実効性確保に係る取組状況

昨年度からの変更点として、システムリスクに関してフロンティア AI による高度なサイバー攻撃リスクへの対応が明記され、内部監査の実効性確保に関して経営陣による態勢確立・整備の重要性がより強調されています。顧客本位の業務運営や AML/CFT に係る態勢整備等については、昨年度からの実質的な変更はありませんが、引き続き重視されているものと考えられます。

3. 規模・業態別の主な検証事項

上記(2)の業態横断的な検証事項に加え、次のものが規模・業態別の主な検証事項として挙げられています。

規模・業態の別		検証事項	昨年度からの主な変更点
第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ ⁴	・ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ・ 不公正取引等を検知・防止するための売買審査態勢や法人関係情報の管理態勢、引受審査態勢等の内部管理態勢の整備状況	・ 法人関係情報の管理態勢、引受審査態勢等の内部管理に関する言及が追加
	外資系証券会社	・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況等 ・ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況	・ なし
	ネット系証券会社	・ サイバーセキュリティ対策、取引時確認等の措置に関する内部管理態勢や売買管理態勢の整備状況等【インターネット取引が可能な対面型証券会社を含む】 ・ 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢、新たな商品およびサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況	・ 取引時確認等の措置に関する内部管理態勢や売買管理態勢についての言及が追加
	準大手証券、地域証券会社等	・ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ・ 業容の変化に応じた内部管理態勢を構築しているか ・ 新たな商品を導入する際の適切な審査やその後のモニタリング、適合性原則への対応等がなされているか	・ 新たな商品を導入する際の適切な審査やその後のモニタリングについての言及が追加
	外国為替証拠金取引業者 (FX 業者)	・ 広告規制違反 ・ 販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況 ・ ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況	・ なし
投資運用業者		・ 利益相反管理態勢の整備状況 ➢ 投資者の利益よりも親会社等の都合を優先した取引などの忠実義務違反行為の有無 ➢ 親会社等との取引の妥当性について事後的に検証できる態勢となっているか 等 ・ 運用の実態把握(規程等に沿った業務運営の状況を含む) ・ 運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)等の状況	・ 忠実義務違反行為への明示的な言及がなされるとともに、昨年度よりも利益相反管理態勢を強調
投資助言・代理業者		・ 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法 ・ 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引など、忠実義務違反行為等の有無	・ 忠実義務違反行為への明示的な言及。広告手法については SNS への限定とも読める記載を削除。

⁴ グローバルに活動する国内証券会社を指す。

第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者	高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等	なし
登録金融機関	投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等	なし
金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先	- 投資勧誘等の適正性 - 所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性	なし
無登録業者	- 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用 - 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表 - SNS 上の広告等への警戒を更に高める - 無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化 - クロスボーダー事案については、外国当局とも連携して、重点的に対処 - 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局および消費者庁等との連携を一層強固に進める	なし

出所：証券取引等監視委員会「令和 8 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント」⁵記載の図を参考に PwC 弁護士法人にて作成

4. 証券モニタリングの進め方等

証券取引等監視委員会では、2020 年 6 月に証券取引等監視委員会が公表した「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」⁶を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努めるものとされています。そのため、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような状況である場合を中心に検査を実施するものとされています。

- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況（無登録業者が業務に直接的又は間接的に関与しているおそれがある場合など）
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先など）
- ③ 取扱金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査については、金商業者等の特性や検証事項に応じてデジタルフォレンジックを実施するなどとされています。買収等による株主構成の変更時への言及がなされていますが、金融商品取引業者等の買収等においては、業態により主要株主や親会社の変更のほか、ビジネスモデル等の変更に関連した業務方法書等の変更に係る届出を行うことが求められます。ビジネスモデル等の変更を念頭に置いた買収等を行う場合、買収後には、かかる変更に対応することが可能な内部管理態勢等を整備するなどの対応が肝要となります。

5. 証券モニタリングの主な検証事項の背景

本年度基本方針における「参考 証券モニタリングの主な検証事項の背景」では、証券モニタリングの主な検証事項の背景として、以下の 3 点が指摘されています。

(1) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

⁵ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2026/2026/20260731-2/02.pdf

⁶ <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/kangaekata.pdf>

令和 7 事務年度について、業態別に次のような事項が問題事例として指摘されています。これらの問題事例が令和 8 事務年度の検証事項にも影響を与えているところもあり、自社が行う業態の事例を確認されることが有益です。

- ① 第一種金融商品取引業者・金融商品仲介業者：経営陣による著しく不適切な業務運営、十分な知識・経験を有する役員の確保不足、商品関連市場デリバティブ取引について両建て取引を勧める禁止行為、NISA の対象商品に係る登録業務等における虚偽告知等
- ② 投資運用業者：資産の運用に係る委託契約を締結した不動産投資法人や、投資一任契約を締結した顧客のために忠実に投資運用業を行っていない状況等
- ③ 投資助言・代理業者：無登録業者による投資助言業務への業者役職員の加担、無登録業者が投資運用を行う金融商品を顧客に助言する善管注意義務違反等
- ④ 第二種金融商品取引業者：ファンドの募集の取扱い等を行うにあたり、適切な審査を行うための措置が講じられていない状況
- ⑤ 無登録での第二種金融商品業および投資助言・代理業の実施

(2) 金商業者等を取り巻く環境

近時の金商業者等を取り巻く環境について、次の諸点が挙げられています。

- ① 顧客本位の業務運営等
iDeCo の加入可能年齢・拠出限度額の引き上げや、NISA のつみたて投資枠の年齢要件の撤廃・対象商品の拡充等が措置される状況を踏まえた、金商業者等における顧客本位の業務運営の重要性の強調
- ② 詐欺的な投資勧誘への対策の更なる強化
2026 年 7 月策定の「詐欺及びスティーカ被害拡大防止のための緊急対策」⁷における著名人なりすまし型偽広告等への対策強化
- ③ 新たな金融商品の広がり
暗号資産に係る規制の移管・見直しがなされた「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」(以下「金商法等改正法」)の公布(2026 年 7 月)⁸
- ④ AML/CFT の重要性
金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化を促進するためマネロンガイドラインの改正(2026 年 3 月)⁹

(3) 金商業者等を取り巻く規制の枠組等の変更

近時の金商業者等を取り巻く規制の枠組みの変更について、次の諸点が挙げられています。

- ① 証券口座への不正アクセス事案を踏まえた対応
金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」について、内部管理態勢の整備、セキュリティの確保、顧客対応等の主な着眼点や、犯罪発生時に当局へ報告する旨を追加する改正¹⁰
- ② フロンティア AI による脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応

⁷https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/hanzai/kettei/260728/kinkyutaisaku_honbun.pdf

⁸<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/02/01.pdf>

⁹<https://www.fsa.go.jp/news/r7/amlcft/20260331/02.pdf>

¹⁰<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260501/20260501.html>

金融庁および日本銀行による「フロンティア AI による脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」についての要請発出(2026 年 5 月)¹¹

③ 不正リスク等に即した引受審査の実施

引受審査業務の実施にあたり特に留意すべき事項を定めた日本証券業協会「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の策定(2026 年 3 月)¹²

④ スタートアップ企業への資金供給の促進

金商法等改正法公布のほか、特定投資家に移行可能な個人の要件を緩和するための金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に向けたパブリックコメントの実施(2026 年 4 月～5 月)¹³

⑤ 投資詐欺・無登録業者等への対応

フィッシングメールに係る官民一体・業界横断的な広報コンテンツの作成(2026 年 4 月)¹⁴、金融庁による SNS を利用した投資詐欺に係る注意喚起(2025 年 12 月)¹⁵、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ金商法等改正法の公布

The takeaway

本稿では、「令和 8 事務年度証券モニタリング基本方針」について概観しました。近時においては、「フロンティア AI による脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」についての要請、監督指針およびマネロンガイドラインの改正等がなされているところ、本事務年度においては、これらに対する対応状況も含めて検証・モニタリングが実施されることとなります。本事務年度における内部管理態勢の構築にあたっては、各ガイドライン等の改正を踏まえ、本年度基本方針に記載の検証事項を内部監査計画に組み込むこと等の対応が重要となります。

¹¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522-5/01.pdf>

¹² https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido/jishukisei/web-handbook/105_kabushiki/files/20260318_shinkijoujouhikiukeshinsa.pdf

¹³ <https://www.fsa.go.jp/news/r8/shouken/20260803/20260803.html>

¹⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260416-2/20260416-2.html>

¹⁵ https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku/shuhou.html

Let's talk

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者若しくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点到約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

神鳥 智宏

tomohiro.kandori@pwc.com

パートナー

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

ディレクター

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com

弁護士

久保田 有紀

弁護士

松下 祐

弁護士

望月 賢

弁護士

簗田 和佳奈

弁護士

山中 雄太

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.